

埋蔵文化財にかかる届出等について

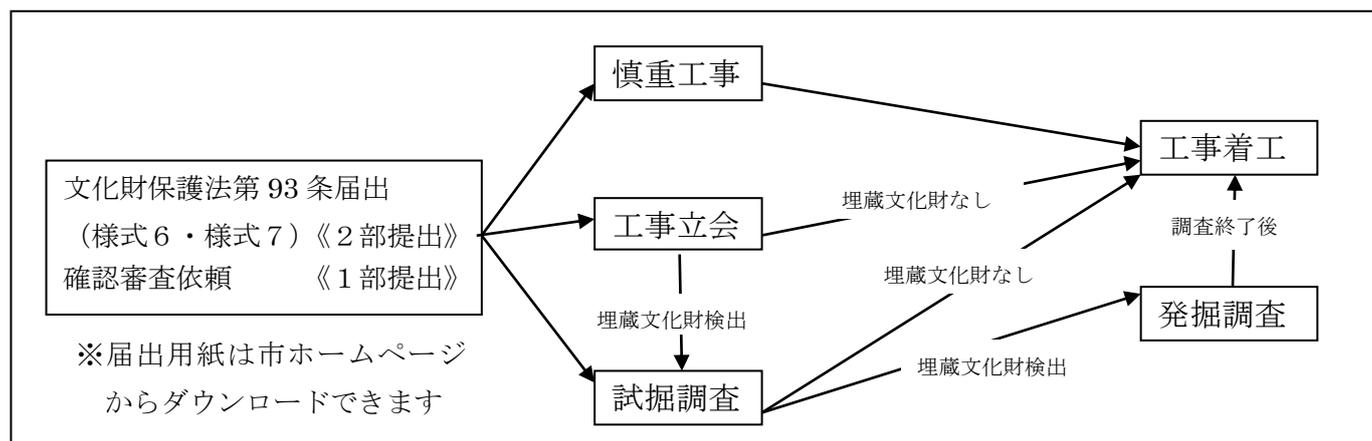
下記の工事を実施される場合には埋蔵文化財の確認が必要になる場合があります。

1・周知の埋蔵文化財包蔵地内で掘削を伴う工事を実施される場合

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内で掘削を伴う工事を実施される場合には、工事着工の60日以上前に、文化財保護法第93条に係る届出を提出することが義務付けられています。

該当する場合には、すみやかに東近江市埋蔵文化財センターに届出を提出してください。

届出の後、滋賀県より、工事の内容によって下記のとおり3通りの指示が出されます。



「慎重工事」： 概ね問題なく掘削工事に着工していただくことができます。

「工事立会」： 掘削時に担当職員が立会して、埋蔵文化財の有無について判断します。埋蔵文化財を検出しなかった場合には、工事に着手していただけます。埋蔵文化財を検出した場合には、試掘調査に移行する場合があります。

「試掘調査」： 工事着工前に担当職員が現地にて、重機等による掘削を行い、埋蔵文化財の有無の確認を行います。埋蔵文化財を検出しなかった場合には工事に着工していただけます。埋蔵文化財を検出した場合には、埋蔵文化財の確認された範囲で発掘調査を実施します。工法等の内容から遺構面に影響がないと判断される場合（保護層30cm確保）には発掘調査に至らない場合があります。

試掘調査の費用負担はありません。発掘調査の費用については原因者負担の原則から工事原因者様にご負担いただきます。ただし、個人住宅・個人の農業倉庫等については市が負担しますので、費用の負担はありません。

※特別史跡安土城跡については国、文化庁の現状変更許可が必要になります。別途事前にご相談ください。

2・対象地面積1000㎡以上の場合

工事を実施する対象地の面積が1000㎡を超える場合には、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）外であっても、事前に埋蔵文化財調査が必要になる場合があります。埋蔵文化財センターまでご相談ください。

上記内容についてご不明な点は埋蔵文化財センターまでお問い合わせください。

埋蔵文化財についてのお問い合わせ先

東近江市埋蔵文化財センター

〒521-1225

東近江市山路町 2225

T E L 0748-42-5011

F A X 0748-42-5816

開館時間 午前9時から午後5時まで
休館日 土曜日・日曜日・祝祭日・国民の休日
年末年始（12月28日～1月4日）

交通案内 公共機関 JR東海道本線（琵琶湖線）
能登川駅下車徒歩15分
自動車 県道2号線（大津能登川長浜線）
能登川駅前交差点より西進

